

定 款

一般社団法人大学病院栄養連携推進機構

定 款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 大学病院栄養連携推進機構と称し、
英文では、The Japan Association for Promotion of Nutrition Collaboration in
University Hospital (略名 MedNex: Medical Nutrition Excellence) と表示する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、全国の大学病院、医学部附属病院及び附属研究所附属病院における診療、教育、研究、地域貢献等の分野並びにこれらに関連する連携事業において、栄養管理に係る諸問題並びにこれに関連する重要事項についての調査・研究等を行い、事業の推進を図ることにより、我が国での臨床栄養学の伸長に貢献することを目的とする。

(事業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 栄養管理に係る諸問題及びこれに関連する重要事項についての調査、研究
2. 栄養管理等に関連した行政機関との連携、協力に関する事業
3. 栄養管理等に関連した団体及び企業との連携、調整に関する事業
4. 全国国立大学病院栄養部門会議及びこれに関連した組織、団体の活動に対する支援
5. 研修会、フォーラム等の企画、開催及びその支援に関する事業
6. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第 5 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(会員の構成)

第 6 条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 全国国立大学病院栄養部門会議の会員及び元会員で、当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第 7 条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第 8 条 正会員は、社員総会において別に定める正会員の会費等に関する規則に基づき入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会員の会費等に関する規則に基づき入会金及び賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 8 条の義務を 1 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。

第 3 章 社員総会

(構成)

第 12 条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 一般法人法第49条第2項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 役員

(役員の設定)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上
- (2) 監事1名以上
- 2 理事のうち、1名以上を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事から、業務執行理事を選定することができる。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
 - 3 代表理事及び業務執行理事は、3月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。
 - 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 5 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

- 第27条 当法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第28条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 当法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第32条 当法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第33条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続)

第34条 基金の返還の手続については、一般法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第36条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員

名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第37条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第41条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和8年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第42条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 京都府京都市左京区松ヶ崎小竹藪町3番地3

B r i l l i a 京都松ヶ崎202号

幣 憲一郎

設立時社員 愛媛県松山市西垣生町269番地10

利 光 久美子

設立時社員 静岡県浜松市中央区有玉台二丁目23番27号

渡 邊 潤

(設立時の役員)

第43条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 幣 憲一郎

設立時理事 利 光 久美子

設立時理事 渡 邊 潤

設立時理事 野 本 尚 子

設立時理事 松 村 晃 子

設立時理事 岡 育 子 (山 本 育 子)

設立時監事 伊與木 美 保

(定款に定めのない事項)

第44条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。